

○大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例施行規則

平成28年12月 1 日規則第38号

大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例（平成28年条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(移住者の定義)

第2条 条例第2条第7号に規定する3年以内の者とは、大樹町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をした日を起算日として、その翌日から数えて3回目の起算日に相当する日の前日までの者をいう。ただし、相当する日がないときは、その月の末日とする。

(共有名義の場合の補助対象者)

第3条 条例第3条第1号に規定する1者とは、土地及び建物の登記事項における共有名義である者のうち、最も多い持分を有する者をいう。ただし、持分が同一である場合には、大樹町に住所を有した日が最も早い者とする。

(補助金の交付申請)

第4条 条例第6条の申請は、大樹でかなえるマイホーム補助金交付申請書（別記様式第1-1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、確認申請を不要とする建物の申請にあっては、第4号の書類を省略することができる。

- (1) 住民票謄本（原本）
- (2) 申請者の町税等完納証明書（町内に住所を有する者にあつては、町税・使用料等納入状況調査承諾書（別記様式第1-2号）によることができる。）
- (3) 案内図、配置図、各階平面図、立面図等
- (4) 建築確認済証の写し
- (5) 建築工事届の写し
- (6) 住宅等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 10年以上居住する旨の誓約書（別記様式第1-3号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助事業の着手時期)

第5条 条例第7条ただし書きによる場合の届出は、大樹でかなえるマイホーム支援事業に係る指令前着手届によるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 条例第8条第1項の補助金交付の適否を決定したときは、大樹でかなえるマイホーム補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 条例第9条第1項の承認の申請は、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付変更承認申請書（別記様式第3号）によるものとする。

2 前項の申請を受けた時は、町長は、変更承認の可否を決定し、大樹でかなえるマイホーム補助金交付変更承認（不承認）決定通知書（別記様式第4号）により当該補助対象者に通知するものとする。

3 条例第9条第2項の届出は、大樹でかなえるマイホーム補助金交付中止届（別記様式第5号）によるものとする。

(完了実績報告等)

第8条 条例第10条の報告は、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付完了実績報告書（別記様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、確認申請を不要とする建物は、第3号の書類を省略することができる。

- (1) 住民票謄本（原本）（当該住宅の所在地に居住していることを証すること）
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による完了実績報告は、土地及び建物の登記完了後30日以内に行わなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第9条 条例第11条第1項の通知は、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付確定通知書（別記様式第7号）によるものとする。

2 条例第11条により交付する補助金のうち、確定した補助金の額に0.2を乗じて得た額は、大樹TMOカード会発行の商品券により交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 条例第13条第2項による補助金の返還は、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付取消通知書（別記様式第8号）によるものとする。

2 条例第13条第3項の違約加算金の率は、大樹町債権管理条例第7条第1項に規定を準用する。

3 条例第13条第4項の違約延滞金の率は、大樹町債権管理条例第7条第1項に規定を準用する。

4 第2項の違約加算金及び前項の違約延滞金の額の計算に適用する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

5 第1項から第3項までの規定による補助金、違約加算金及び違約延滞金の返還については、現金で納付するものとする。

(書類の保管義務)

第11条 補助対象者は、補助事業に関する書類を備え、これを整理しておくとともに、補助事業の完了日の属する年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(規則の失効)

2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の失効前に交付された補助金に係る第10条及び第11条の規定は、この規則の失効後も、なおその効力を有する。

(補助金の額の特例)

4 改正前の条例第7条に定める交付決定を受けた申請者が、条例第8条に定める補助事業の内容変更で、補助事業の完了時期が令和4年4月1日以降の場合においては、改正前の別表第1及び別表第2により補助金を交付する。